

Radiata Increase



FP3 級

2022 年 9 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2022年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問1》~《問3》)に答えなさい。

-----《設 例》-----

会社員のAさん(39歳)は、妻Bさん(38歳)、長男Cさん(10歳)および二男Dさん(6歳)との4人暮らしである。Aさんは、自分に万一のことがあった場合に、妻Bさんが受給することができる公的年金制度の遺族給付について知りたいと思っている。また、まもなく保険料の徴収が始まる公的介護保険の保険給付についても確認しておきたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

< Aさんの家族構成 >

Aさん : 1982年11月14日生まれ
 会社員(厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入)
妻Bさん : 1984年6月20日生まれ
 国民年金に第3号被保険者として加入している。
長男Cさん: 2012年6月1日生まれ
二男Dさん: 2016年1月4日生まれ

< 公的年金加入歴(2022年8月分まで) >

	20歳	22歳	39歳
Aさん	国民年金 保険料納付済期間 (29月)	厚生年金保険 被保険者期間 (209月)	
	20歳	22歳	Aさんと結婚
妻Bさん	国民年金 保険料納付済期間 (34月)	厚生年金保険 被保険者期間 (48月)	国民年金 第3号被保険者期間 (137月)
			38歳

※妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》

現時点(2022年9月11日)においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに支給される 遺族基礎年金の年金額(2022年度価額)は、次のうちどれか。

- 1) $777,800\text{円} + 74,600\text{円} + 74,600\text{円} = 927,000\text{円}$
- 2) $777,800\text{円} + 223,800\text{円} + 74,600\text{円} = 1,076,200\text{円}$
- 3) $777,800\text{円} + 223,800\text{円} + 223,800\text{円} = 1,225,400\text{円}$

【答え】

＜遺族年金＞

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族基礎年金・遺族厚生年金があります。

●遺族基礎年金の受給要件

- ・国民年金の加入者、老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上。
- ・死亡した者の基礎年金の保険料納付期間が加入期間の 2/3 以上。
- ・過去 1 年間に保険料の滞納がないこと。

●遺族基礎年金支給額

被保険者の死亡時、生計を維持されていた遺族(※)が対象

(※)子のある年収 850 万円未満の配偶者(妻または夫)

子とは 18 歳到達年度の 3 月末日

20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級。

子供の数 により支給額は違います。(令和 4 年度額)

子供1人 : $777,800 \text{ 円} + 223,800 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 1,001,600 \text{ 円}$

子供2人 : $777,800 \text{ 円} + 223,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 1,225,400 \text{ 円}$

子供3人 : $777,800 \text{ 円} + 223,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} + 74,600 \text{ 円} = 1,300,000 \text{ 円}$

子供4人以上 : 1 人増えるごとに 74,600 円追加

なお、条件を満たす配偶者と子がいる場合は、配偶者に権利があり、子には支給されません。

B さんには長男 C(10 歳)・二男 D さん(6 歳)が 2 人いるので、B さんが受給できる遺族基礎年金の金額は、

子供2人 : $777,800 \text{ 円} + 223,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 1,225,400 \text{ 円}$

したがって正解は、3

《問2》

Mさんは、現時点(2022年9月11日)においてAさんが死亡した場合に、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の金額等について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（ ① ）相当額となります。ただし、Aさんの場合、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（ ② ）月に満たないため、（ ② ）月とみなして年金額が計算されます。

また、二男Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金に（ ③ ）が加算されます」

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| 1) ① 3分の2 | ② 240 | ③ 中高齢寡婦加算 |
| 2) ① 4分の3 | ② 300 | ③ 中高齢寡婦加算 |
| 3) ① 4分の3 | ② 240 | ③ 経過的寡婦加算 |

【答え】

●遺族厚生年金支給額

- ・被保険者の死亡時点で老齢厚生年金の報酬比例部分の① $3/4$ 相当額
- ・被保険期間が 300 月未満の場合は②300 月として計算されます。

●中高齢寡婦加算

夫死亡時に 40 歳以上で、子のいない妻や、子があってもその子が遺族基礎年金における加算対象外となったときに、40 歳以上の妻には、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます。

本問では、二男 D さんが 18 歳到達年度末日に達して遺族基礎年金の受給権が消滅すると、妻 B さんは 50 歳になった時、子のいない妻となり、③中高齢寡婦加算の対象になります。

したがって正解は 2

《問3》

Mさんは、公的介護保険(以下、「介護保険」という)について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「介護保険の被保険者が保険給付を受けるためには、市町村（特別区を含む）から要介護・要支援認定を受ける必要があります。介護保険の被保険者は、（ ① ）以上の第1号被保険者と40歳以上（ ① ）未満の医療保険加入者である第2号被保険者に区分されます。介護保険の第2号被保険者は、（ ② ）要介護状態または要支援状態となった場合に保険給付を受けることができます。

介護保険の第2号被保険者が介護給付を受けた場合、原則として、実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の（ ③ ）を自己負担する必要があります」

- | | | |
|----------|------------|------|
| 1) ① 60歳 | ② 特定疾病が原因で | ③ 2割 |
| 2) ① 65歳 | ② 原因を問わず | ③ 2割 |
| 3) ① 65歳 | ② 特定疾病が原因で | ③ 1割 |

【答え】

●公的介護保険

公的介護保険とは、介護が必要になったときに、介護サービスを受けられる社会保険制度のことです。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
保険料	・市区町村が所得に応じて算定	・健康保険の場合 協会けんぽの介護保険料は1.57%で全国一律(平成30年3月分から) ・国民健康保険の場合 前年の所得に応じる。
受給者	・要介護・要支援者	・特定疾病により、要介護・要支援になった人

①

介護保険の被保険者は、
第1号被保険者 65歳以上、
第2号被保険者 40歳以上 65歳未満に区分されます。

②

第2号被保険者は、特定疾病によって要介護状態・要支援状態になった場合に限り介護保険からの給付を受けることができます。

③

第2号被保険者の自己負担割合は所得の多寡によらず 1割です。
支給限度額を超えた部分は全額自己負担となります。

したがって正解は、3

【第2問】

次の設例に基づいて、下記の各問(《問4》~《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（45歳）は、妻Bさん（44歳）および長男Cさん（17歳）との3人暮らしである。長男Cさんが通う高校では資産形成についての授業が行われており、株式や投資信託の基本的な仕組みを学んだ長男Cさんは、将来、株式や投資信託に投資をしてみたいと考えるようになった。Aさんは、投資に関心を持ち始めた長男Cさんと一緒に、銘柄を選ぶ際の判断基準や取引のルール等について理解したいと考えている。

そこで、Aさんは、長男Cさんを連れて、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんを訪ねることにした。Mさんは、来訪したAさんと長男Cさんに対して、X社株式（東京証券取引所上場銘柄）とY投資信託を例として、株式や投資信託に投資する際の留意点等について説明を行った。

< X社に関する資料 >

総資産	2,500億円
自己資本（純資産）	1,500億円
当期純利益	120億円
年間配当金総額	36億円
発行済株式数	1億株
株価	1,800円

※決算期：2022年11月30日（水）（配当の権利が確定する決算期末）

< Y投資信託（公募株式投資信託）に関する資料 >

銘柄名	： 日経225インデックス
投資対象地域／資産	： 国内／株式
信託期間	： 無期限
基準価額	： 13,000円（1万口当たり）
決算日	： 年1回（10月20日）
購入時手数料	： なし
運用管理費用（信託報酬）	： 0.187%（税込）
信託財産留保額	： なし

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》

はじめに、Mさんは、〈X社に関する資料〉から算出されるX社株式の投資指標について説明した。MさんのAさんおよび長男Cさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「X社株式のPERは15倍です。一般に、PERが高いほど株価は割高、低いほど株価は割安と判断されます」
- 2) 「X社のROEは8%です。一般に、ROEが低い会社ほど、資産の効率的な活用がなされていると考えることができます」
- 3) 「X社の配当性向は2%です。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと考えることができます」

【答え】

1)適切

●PER(株価収益率)

株価が1株当たりの当期純利益の何倍かを示す指標です。

PERが高いほど株価は割高、低いほど株価は割安と判断されます

$PER(\text{倍}) = \text{株価} \div 1 \text{株当たり当期純利益}(\text{EPS})$

$EPS(1 \text{株当たり当期純利益}) = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式}$

X社株式の $PER = 1,800 \text{円} \div (120 \text{億円} \div 1 \text{億株})$

$= 15 \text{倍}$

2)不適切

●ROE(自己資本利益率)

ある期間の企業活動において株主の投資額に比べ、どれだけ効率的に利益を獲得したかを判断するのに用いられる指標です。

ROEが高い会社ほど、資産の効率的な活用がなされていると考えることができます

$ROE(\%) = \text{当期純利益} \div \text{純資産} \times 100$

X社の当期純利益は120億円、自己資本(純資産)は1,500億円ですので、

$ROE(\%) = 120 \text{億円} \div 1,500 \text{億円} \times 100 = 8\%$

3)不適切

●配当性向

会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標です。

配当性向＝年間配当金÷当期純利益×100

X社の配当性向＝36億円÷120億円×100

＝30%

したがって正解は、1

《問5》

次に、Mさんは、X社株式を売買する場合の留意点等について説明した。MさんのAさんおよび長男Cさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「証券取引所における株式の売買注文の方法のうち、成行注文は、希望する売買価格を明示せず、希望する銘柄、売り買いの別および数量を指定して注文する方法です。成行注文は、指値注文に優先して売買が成立します」
- 2) 「権利付き最終日である2022年11月30日(水)までに、X社株式を買付約定(購入)すれば、X社株式の次回の期末配当を受け取ることができます」
- 3) 「仮に、特定口座(源泉徴収あり)でX社株式を株価1,800円で100株購入し、同年中に株価2,000円で全株売却した場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、譲渡益2万円に対して20.315%相当額が源泉徴収等されます」

【答え】

1) 適切

成行注文は、価格を指定せずに注文を出しますが、指値注文を価格を指定して注文を出します。

成行優先の原則により、指値注文よりも成行注文の方が優先されます。

2) 不適切

上場株式等の受渡日(決算日)は2019年7月16日(火曜)より約定分より1営業日早まり、お取引日から起算して3営業日目(約定日から2営業日後に決済)に変更されました。

2022年11月30日(水)が権利確定日の場合、権利付き最終取引日は2022年11月28日(月)となります。

3) 適切

購入額=1,800 円×100 株=180,000 円

売却額=2,000 円×100 株=200,000 円

譲渡益=200,000 円-180,000 円=20,000 円

特定口座(源泉徴収あり)の場合、譲渡益 20,000 円に対して、20.315%の源泉徴収が発生します。

したがって正解は、2

《問6》

最後に、Mさんは、Y投資信託を購入する場合の留意点等について説明した。MさんのAさんおよび長男Cさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Y投資信託のように購入時手数料を徴収しない投資信託は、一般に、ノーロードファンドと呼ばれます。投資信託に投資する際には、購入時だけでなく、保有中や換金時にかかる費用等も勘案して銘柄を選択することが大切です」
- 2) 「運用管理费用(信託報酬)は、投資信託を保有する投資家が負担する費用です。一般に、Y投資信託のようなインデックス型投資信託は、アクティブ型投資信託よりも運用管理费用(信託報酬)が低い傾向があります」
- 3) 「仮に、Y投資信託を基準価額13,000円(1万口当たり)で1万口購入した後、最初の決算時に1万口当たり200円の収益分配金が支払われ、分配落ち後の基準価額が13,200円(1万口当たり)となる場合、その収益分配金は、全額が元本払戻金(特別分配金)として非課税となります」

【答え】

1) 適切

通常投資信託を購入する場合は、販売手数料がかかりますが、販売手数料がかからない投資信託のことを、ノーロードファンドと言います。

投資信託はその他の手数料として、保有中しているときにかかる運用管理費用(信託報酬)と売却する際に支払う、信託財産留保額があります。

2) 適切

インデックスファンドはアクティブファンドに比べて運用管理費用(信託報酬)は低い傾向にあります。

3) 不適切

《株式投資信託の分配金は2種類》

●普通分配金

運用により生じた収益から支払われる利益

・課税される(20.315%=所得税15.315%+住民税5%)

●元本払戻金(特別分配金)

投資した元本の一部が払い戻されるもの。

・課税されない(非課税)

元本払戻金は、利益が出た分ではなく元本が戻ってきている分なので非課税となる。

※用語

- ・元本とは、運用するための元手のお金のこと。
- ・個別元本とは、投資信託を購入した時の値段のこと。
- ・基準価額とは、投資信託の値段のこと。

[計算方法]

・普通分配金

普通分配金=「分配落ち前の基準価額」-「購入価格」

・元本払戻金(特別分配金)

元本払戻金=「購入価格」-「分配落ち後の基準価額」

分配落ち後の基準価額が、分配前の個別元本を上回る場合、支払われた分配金は全額普通分配金となります。

したがって正解は、3

【第3問】

次の設例に基づいて、下記の各問(《問7》~《問9》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんとの4人家族である。
2022年5月に20歳になった長男Cさんの国民年金保険料は、Aさんが毎月支払っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (50歳) : 会社員

妻Bさん (47歳) : 2022年中に、パートタイマーとして給与収入80万円を得ている。

長男Cさん (20歳) : 大学生。2022年中の収入はない。

長女Dさん (14歳) : 中学生。2022年中の収入はない。

＜Aさんの2022年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 : 800万円

(2) 不動産所得の金額 : 30万円

(3) 一時払養老保険(10年満期)の満期保険金

契約年月 : 2012年3月

契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

満期保険金受取人 : Aさん

満期保険金額 : 320万円

一時払保険料 : 300万円

※妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2022年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》

Aさんの2022年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 640万円
- 2) 650万円
- 3) 660万円

資料＞給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

【答え】

●給与所得の計算式

給与所得=給与収入-給与所得控除額

[本問の場合]

給与収入800万円なので、収入金額×10%+110万円

給与所得控除額=800 万円×10%+110 万円=190 万円

給与所得=800 万円-190 万円=610 万円

●不動産所得は 30 万円をそのまま総所得金額に算入します。

●一時所得の計算式

一時所得＝総収入金額-支出金額-特別控除額(最高50万円)

320万円-300万円-50万円=▲30万円→0円

●総所得金額

給与所得610万円+不動産所得30万円=640万円

したがって正解は、1

《問8》

Aさんの2022年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①~③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 「妻Bさんの合計所得金額は48万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、(①) 万円です」
- ii) 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、(②) 万円です」
- iii) 「Aさんが適用を受けることができる基礎控除の額は、(③) 万円です」

- 1) ① 38 ② 63 ③ 48
- 2) ① 38 ② 101 ③ 38
- 3) ① 48 ② 101 ③ 48

【答え】

①

●配偶者控除…生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

控除を受ける納税者本人 の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (※)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。なお、配偶者が障害者の場合には、配偶者控除の他に障害者控除27万円(特別障害者の場合は40万円、同居特別障害者の場合は75万円)が控除できます。

Aさんの合計所得金額は900万円以下で、妻Bさんは47歳ですので、70歳未満です。よって一般控除対象配偶者となり、38万円の控除となります。

②

●扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般対象扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

本問の場合、長男Cさんのみが特定扶養者として63万円の扶養控除の対象です

③

基礎控除…基礎控除は、全ての納税者に対して適用されますが、これまでは適用要件なく、一律 38 万円が控除されていました。2020 年 1 月から基礎控除が一律 10 万円引き上げられます。高所得者については段階的に控除額が引き下げされるようになりました。

合計所得金額	基礎控除額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		— 基礎控除額 0 円

したがって正解は、1

《問9》

Aさんの2022年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが2022年中に支払った長男Cさんの国民年金保険料は、その全額を社会保険料控除として総所得金額等から控除することができます」
- 2) 「Aさんは、不動産所得の金額が20万円を超えるため、確定申告をしなければなりません」
- 3) 「確定申告書は、原則として、2023年2月16日から3月31日までの間に、Aさんの住所地を所轄する税務署長に提出してください」

【答え】

1) 適切

生計を一にする親族の社会保険料を負担した場合、全額を社会保険料控除として総所得金額から控除することができます。

2) 適切

給与所得や退職所得以外の所得が 20 万円を超えた場合、確定申告が必要です。

3) 不適切

確定申告の提出期限は、2 月 16 日から 3 月 15 日までです。

したがって正解は、3

【第4問】

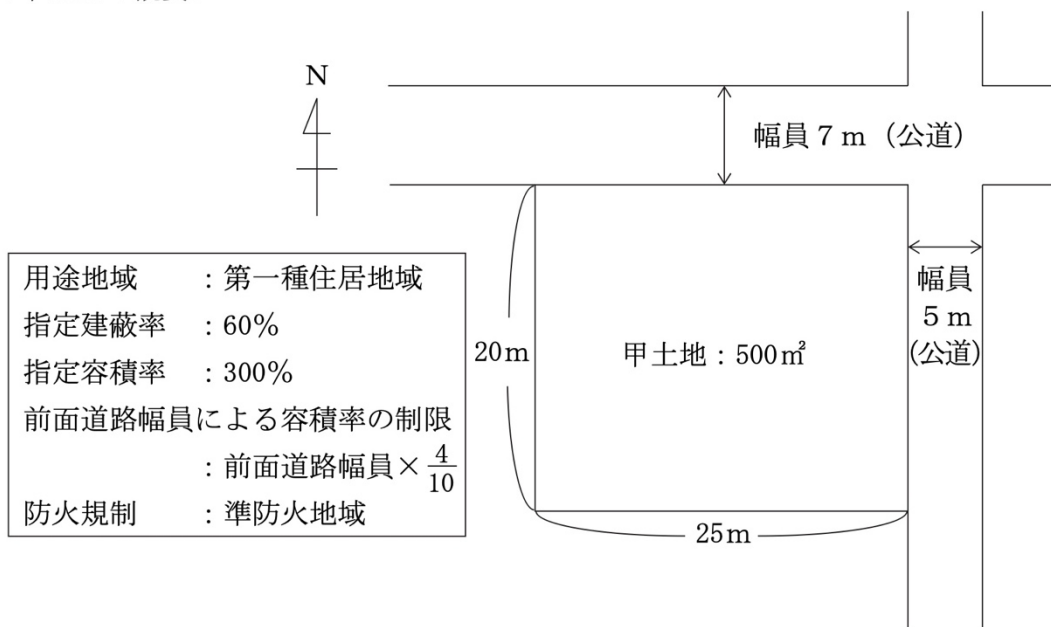
次の設例に基づいて、下記の各問(《問10》~《問12》)に答えなさい。

《設 例》

Aさん(52歳)は、数年前に父親が死亡し、実家(甲土地および建物)を相続により取得した。父親が1人で暮らしていた実家の建物(築50年)は、父親が亡くなってから空き家となっている。

Aさんは、実家のある都市とは別の都市に所有するマンションに家族と居住しており、実家に戻る予定はないため、実家の建物を取り壊し、甲土地を売却することを検討している。しかし、先日、不動産会社を通じて、大手ドラッグストアのX社から、「新規出店のため、甲土地について事業用定期借地権の設定契約を締結してもらえないか」との提案を受けたことから、甲土地の有効活用にも興味を抱くようになった。

<甲土地の概要>



- ・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》

甲土地に耐火建築物を建築する場合の①建蔽率の上限となる建築面積と②容積率の上限となる延べ面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) ① 350m² ② 1,400m²
- 2) ① 400m² ② 1,400m
- 3) ① 400m² ② 1,500m²

【答え】

①

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

- ・準防火地域に耐火建築物を立てる場合→10%緩和
- ・特定行政庁が指定する角地→10%緩和

建ぺい率の上限=60%+10%+10%=80%

建築面積の上限=500㎡×80%=400㎡

②

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

●前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

●前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

前面道路の幅員7m×4/10=280% > 指定容積率300%

延べ面積の上限=500m²×280%=1,400m²

したがって正解は、2

《問11》

「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」(以下、「本特例」という)に関する以下の文章の空欄①~③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 「被相続人の居住用家屋およびその敷地を取得した相続人が、その家屋や敷地を譲渡し、本特例の適用を受けた場合、最高（ ① ）万円の特別控除の適用を受けることができます。本特例の対象となる家屋は、1981年5月31日以前に建築されたもので、マンションなどの区分所有建物登記がされている建物は対象になりません」
- ii) 「本特例の適用を受けるためには、譲渡価額が（ ② ）円以下であること、2023年12月31日までに行われる譲渡で相続開始日から同日以後（ ③ ）を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡することなど、所定の要件を満たす必要があります」

- | | | |
|------------|----------|------|
| 1) ① 3,000 | ② 1億 | ③ 3年 |
| 2) ① 3,000 | ② 6,000万 | ③ 5年 |
| 3) ① 5,000 | ② 1億 | ③ 5年 |

【答え】

①

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高 **3,000 万円**まで控除することができます。

②

本特例の適用を受けるためには、売却代金が**1億円**以下であるなどの要件を満たす必要があります。

③

本特例の適用を受けるためには、相続の開始があった日から**3年**を経過する日の属する年の12月31日までに売ることなどの要件を満たす必要があります。

したがって正解は、1

《問12》

事業用定期借地権方式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「事業用定期借地権方式は、X社が甲土地を契約で一定期間賃借し、X社が甲土地の上に店舗を建築する方式です。Aさんは、土地を手放さずに安定した地代収入を得ることができ、契約期間満了時には土地が更地で返還されます」
- 2) 「Aさんが、甲土地についてX社と事業用定期借地権の設定契約を締結する場合、その契約は、公正証書によってしなければなりません」
- 3) 「Aさんと事業用定期借地権の設定契約を締結したX社が、甲土地の上に店舗を建築し、その賃貸期間中にAさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます」

【答え】

●定期借地権

契約期間終了後、契約の更新はなく、土地は貸主に返還される借地権のこと。定期借地権には「一般定期借地権」「事業用定期借地権」「建物譲渡特約付借地権」の3種類あります。

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし
契約期間終了時	原則、更地で返す	原則、更地で返す	建物付きで返す

①適切

事業用定期借地権方式は、土地の所有者が一定期間の間、個人や企業に貸す方式で、一定期間後、更地になって土地が返還され、貸している間、保証金や地代の利益を得ることができます。

②適切

事業用定期借地権の契約方法は、公正証書に限ります。

③不適切

自分が所有している土地の上に建物を建て、その建物を他人に貸している場合、その敷地は、貸家建付地となります。

本問の場合

借地権など宅地上に存する権利の目的となっている宅地なので、貸宅地となります。

したがって正解は、3

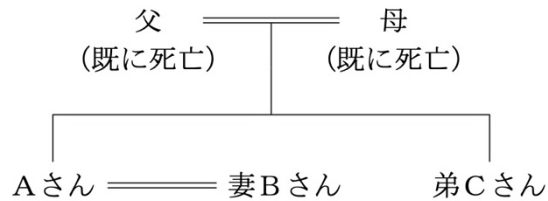
【第5問】

次の設例に基づいて、下記の各問(《問13》~《問15》)に答えなさい。

《設 例》

Aさん(79歳)は、妻Bさん(73歳)との2人暮らしである。Aさん夫妻には、子がない。Aさんは、妻Bさんに全財産を相続させたいと考えており、遺言の準備を検討している。

<Aさんの親族関係図>



<Aさんの主な所有財産(相続税評価額)>

- | | | |
|---------------|---|------------|
| 1. 現預金 | : | 1億円 |
| 2. 上場株式 | : | 6,000万円 |
| 3. 自宅敷地(240㎡) | : | 5,000万円(注) |
| 自宅建物 | : | 1,000万円 |

(注)「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》

遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「自筆証書遺言は、遺言者が、その遺言の全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成するものです。自筆証書に添付する財産目録は、パソコン等で作成することも認められています」
- 2) 「公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです」
- 3) 「遺言により、Aさんの全財産を妻Bさんに相続させた場合、弟Cさんが遺留分侵害額請求権を行使する可能性があります」

【答え】

	作成方法	証人	検認※
自筆証書遺言	遺言者が遺言の、全文、日付、氏名を自書し押印する。遺言の全文は手書きで書く必要ありましたが、法改正により財産目録に関してはパソコン等での作成も認められるようになりました。	不要	必要 (自筆証書遺言保管制度を利用し、法務局に保管した場合は検認不要となります。)
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する。	2人以上	不要
秘密証書遺言	遺言者が遺言書を作成し、署名押印し、封印。公証人が日付等を記入する。パソコンや代筆も可能。	2人以上	必要

①適切

自筆証書遺言は、遺言者が遺言の、全文、日付、氏名を自書し押印します。法改正により財産目録に関してはパソコン等での作成も認められるようになりました。

②適切

公正証書遺言は、公証人2人以上の立ち会いが必要です。

③不適切

遺留分は、兄弟姉妹以外の相続人に認められています。

したがって正解は、3

《問14》

仮に、Aさんの相続が現時点(2022年9月11日)で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額(課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)が1億4,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 2,800万円
- 2) 3,000万円
- 3) 3,900万円

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～ 1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円

【答え】

[法定相続人]

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	第1順位の子がいない場合、父母へ、 父母がいない場合は 祖父母へと引き継ぐ
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がいない場合

本問では、妻Bさん・弟Cさんとなります。

[法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1,第2がいない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

妻Bさん:3/4

弟Cさん:1/4

妻Bさん:1億4,000万円×3/4=1億500万円

弟Cさん:1億4,000万円×1/4=3,500万円

[各人の相続税額の算出]

妻Bさん: $1\text{億}500\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 2,500\text{万円}$

弟Cさん: $3,500\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 500\text{万円}$

[相続税の総額]

$2,500\text{万円} + 500\text{万円} = 3,000\text{万円}$

したがって正解は、2

《問15》

現時点(2022年9月11日)において、Aさんの相続が開始した場合に関する以下の文章の空欄1~3に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものは どれか。

- i) 「Aさんの相続における相続税額の計算上、遺産に係る基礎控除額は、(①) 万円となります」
- ii) 「妻Bさんが自宅の敷地と建物を相続し、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地(相続税評価額5,000万円)について、相続税の課税価格に算入すべき価額は(②) 万円となります」
- iii) 「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか(③) 金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されません」

- | | | |
|------------|---------|-------|
| 1) ① 3,600 | ② 4,000 | ③ 多い |
| 2) ① 4,200 | ② 1,000 | ③ 多い |
| 3) ① 4,200 | ② 4,000 | ③ 少ない |

【答え】

①

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×2人=4,200万円

②

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

自宅の敷地の減額分=5,000万円×80%=4,000万円

相続税の課税価格への算入額=5,000万円-4,000万円=1,000万円

③

配偶者の税額の軽減は、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、「配偶者の法定相続分相当額」または「1億6,000万円」のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

したがって正解は、2